

4ワクチン（水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎）の定期接種化に関する意見書

予防接種は、感染症対策として最も基本的かつ効果的な対策の一つであり、国民の生命と健康を守る重要な手段である。特に、子どもの予防接種については、次代を担う子どもたちを感染症から守り、健やかな育ちを支える重要な役割を果たすものである。

予防接種については、平成24年5月に厚生労働省の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において取りまとめられた「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において「医学的・科学的観点からは、7ワクチン（子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎）について、広く接種を促進していくことが望ましい」とされた。

これを受けて、国では、平成25年4月の予防接種法の改正により、7ワクチンのうち3ワクチン（子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌）が定期接種化されたが、残る4ワクチンについては、安定的なワクチンの供給体制や継続的な接種に要する財源を確保した上で、平成25年度末までに定期接種化の結論を得ることとされた。

我が国では、世界保健機関が勧告しているワクチンの一部が予防接種法の対象となっておらず、先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの種類が少ない状況にある。ワクチンで防ぐことのできる病気から一人でも多くの人を救うためには、4ワクチンの定期接種化は必要不可欠である。

よって、国におかれては、早急に4ワクチン（水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎）を予防接種法に基づく定期接種に位置付けられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

熊本県議会 議長 藤川 隆夫

衆議院議長	伊吹文明様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	新藤義孝様
財務大臣	麻生太郎様
厚生労働大臣	田村憲久様